

# 弟子屈町住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度について

平成 21 年 4 月 1 日

住宅用太陽光発電システムを設置される方は、補助金の交付が受けられます。

## 【対象者】

平成 21 年 4 月 1 日以降に、町内に住所を有し(有する見込みのある)、自ら居住する町内の住宅に新たに住宅用太陽光発電システムを設置する又はシステム付住宅を購入する方で、町税を滞納していない方。

## 【対象システム】

1. 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連係し、かつ未使用のもの。  
※システム付住宅購入の場合の「未使用」の定義～居住実績、連係実績共にない場合
2. 電力会社と電気需給契約を締結していること。

## 【補助額】

補助金の額は、太陽電池の最大出力値(小数点以下2位未満四捨五入)に 30,000 円を乗じた額(千円未満の端数は切り捨て)とします。ただし、最大5kWとします。

**例) 最大出力 3.553kW の場合 :  $3.55\text{kW} \times 30,000 \text{円} = 106,500 \text{円} \approx 106,000 \text{円}$**

## 【申込方法】

1. 平成 21 年 4 月 1 日から申込の受付となります。
2. 交付申請は、必ず設置工事の着手前又はシステム付住宅の取得前に行ってください。

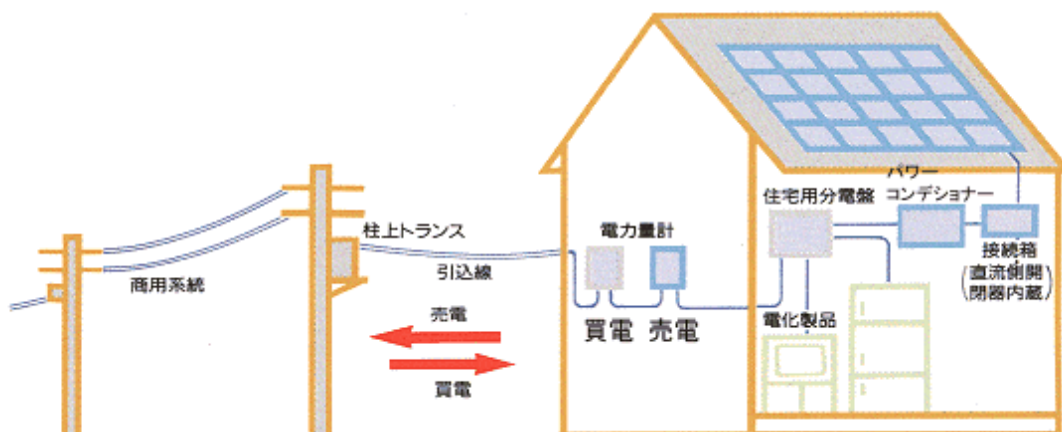
## 【必要書類等】

以下の書類等を揃えて、補助金交付申請を行ってください。

- (1) 住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(別記様式第1号)
- (2) 太陽電池等の仕様書
- (3) 住宅の位置図
- (4) システム設置に関する見積書又は契約書の写し
- (5) システム設置前の現況カラー写真
- (6) 住民票、納税証明書(住民登録、納税状況の確認に同意される場合は省略できます)
- (7) その他、町長が必要と認める書類等
- (8) 申請等の手続きをシステム販売業者等へ委任する場合は委任状(別記様式第5号)

## 【その他】

補助金交付申請後に、計画変更及び中止となった場合は、計画変更等届出書(別記様式第2号)を提出してください。



# 補助金交付手続きの流れ

## 1. 補助金交付申請書(別記様式第1号)の提出(申請者から弟子屈町へ提出)

※設置工事の着手前、又は、システム付住宅の購入前に提出

※添付書類 太陽電池等の仕様書、システム設置に関する見積書又は契約書の写し  
住宅の位置図、システム設置前の現況カラー写真、住民票、納税証明書等、その他

## 2. 補助金交付決定の通知(弟子屈町から申請者へ送付)

※補助金交付申請書受理 → 調査等 → 認定 → 決定の通知

## 3. 設置完了報告書(別記様式第3号)の提出(申請者から弟子屈町へ提出)

※設置完了日又はシステム付住宅の引渡し完了日から30日以内又は申請年度の  
3月20日のいずれか早い日までに提出

※添付書類 システム購入の領収書の写し、電力会社との電気需給契約書の写し、  
システム設置後の状況カラー写真、その他

## 4. 補助金の額の確定(弟子屈町から申請者へ送付)

※設置完了報告書受理 → 調査等 → 認定 → 補助金の額の確定 → 通知  
※交付決定額と同額の場合は、通知を省略

## 5. 補助金交付請求書(別記様式第4号)の提出(申請者から弟子屈町へ提出)

## 6. 補助金の振込み(弟子屈町から申請者へ送金)

この補助金は、豊かな生活とより良い環境が両立する社会を構築し、地球温暖化防止に寄与するために、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対して、その経費の一部を補助するものです。

【 問合せ先 】 弟子屈町役場／企画財政課 環境室 環境政策係

担当: 館田、江口、久保島 ☎ 482-2913(直通) FAX 482-2696

E-mail [kikaku@town.teshikaga.hokkaido.jp](mailto:kikaku@town.teshikaga.hokkaido.jp)